

お知らせ info 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新申請について

国民健康保険（国保）加入者の方からの申請に基づき交付している「限度額適用認定証」と「標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までとなっています。継続して交付を希望する方は、7月22日(月)以降に町民課で申請してください。

▶持参するもの／国保被保険者証、本人確認書類（運転免許証等）、マイナンバーが確認できるもの

限度額適用認定証について

医療費が高額になると見込まれる場合は、あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すると、1カ月（月単位）の医療費が、自己負担限度額までの支払いとなります。限度額は、世帯の所得状況に応じて設定されます。

※国保税に滞納のある世帯は、限度額適用認定証が交付できない場合があります。

標準負担額減額認定証について

住民税が非課税世帯の方は、医療機関の窓口で標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。

☎ 町民課 ☎ 581・2121内線113～115

お知らせ info 新しい高齢受給者証を発送します！

現在、国民健康保険に加入している70歳以上の方には、高齢受給者証を交付しています。現在の受給者証の有効期限は7月31日までとなっていますので、平成30年中の所得をもとに一部負担金割合の判定を行い、7月末までに新しい受給者証を送付します。お手元に届きましたら、記載内容をご確認のうえ大切に保管し、医療機関を受診する際には、必ず保険証と併せて提示してください。なお、期限の切れた受給者証は使用できませんので、ご自身で確実に処分してください。

埼玉県国民健康保険高齢受給者証	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	性別
対象被保険者	氏名
生年月日	性別
一部負担金の割合	
発給期日	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	

☎ 町民課 ☎ 581・2121内線113～115

お知らせ info 国民健康保険税の納税通知書を発送します！

令和元年度の国民健康保険（国保）税の納税通知書、または特別徴収税額通知書を7月10日(水)に発送します。納期限内の納付をお願いします。なお、納め方は「特別徴収（年金からの天引き）」と「普通徴収（納付書または口座振替）」の2種類があります。また、国保からほかの健康保険に切り替わった際は、速やかに町民課で国保の脱退手続きを行ってください。脱退手続きを行っていない場合、国保税が課税されますのでご注意ください。

送付は世帯主宛て

納税通知書等は世帯主宛てに送付します。世帯主本人が国保に加入していなくても、世帯の中に加入者が一人でもいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。

国保税の算定方法

国保税は、国保加入者の前年の所得額や当該年度の固定資産税額、人数等に応じて世帯単位で算定されます。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

☎ 税務課 ☎ 581・2121内線154～156

お知らせ info 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況を報告します！

町では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図りながら、開かれた町政を推進しています。平成30年度の運用状況、公文書開示請求等の内容は次のとおりです。

▶情報公開制度

公文書開示請求	12件	開示	9件
		部分開示	2件
		不存在による不開示	1件
公文書任意開示申出	1件	開示	0件
		部分開示	1件
		不存在による不開示	0件
審査会の開催	開催なし（開示決定等による不服申立がなかったため）		

▶個人情報保護制度

本人情報開示請求	12件	開示	1件
		部分開示	11件
		不存在による不開示	0件
訂正請求	0件		
削除請求			
利用等中止請求			
審査会の開催	開催なし（開示決定等による不服申立がなかったため）		
審議会の開催	開催なし（審議案件がなかったため）		

☎ 総務課 ☎ 581・2121内線312



貴重な一票を大切にしましょう

8月25日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です！

投票日等の日程	【選挙時登録の基準日】	8月7日(水)	【選挙期日（投票日・投票時間）】	8月25日(日)午前7時～午後8時
	【選挙期日の告示日】	8月8日(木)	【開票日・開票開始時刻・場所】	8月25日(日)午後9時～ 総合体育館・アタゴ記念館
	【立候補の届出日】	8月8日(木)		

投票できる方

日本国民で次の2つの要件を満たす方です。

- ①平成13年8月26日までに生まれた方
- ②令和元年5月7日までに転入の届出などをし、引き続き寄居町の住民基本台帳に登録されている方

寄居町から転出した方

◎埼玉県外に転出した方は、投票できません。

◎埼玉県内の他市町村に転出した方

⇒新住所地の選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票してください。

⇒新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、寄居町で投票してください。投票するためには、引き続き埼玉県内に住所を有することの確認を受けるか、または「引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書」（または住民票の写し）を掲示する必要があります。これらの書類は、全国どこの市区町村でも取得できます。

入場券は郵送します

投票所入場券は、8月上旬に各世帯へ郵送します。1通の封書に4人までの選挙人を記載できる連記式の入場券となっています。投票日には、自分の入場券を切り取って、入場券に記載されている投票所をお持ちください。

なお、入場券を紛失した場合は、町選挙管理委員会または投票日に所定の投票所の受付に申し出てください。

こんなときは期日前投票・不在者投票を

投票日当日に、仕事で投票所に行くことができない方や冠婚葬祭を主宰する方、レジャーや買い物などの私用で投票区内にいない方、病気やけが、妊娠などの理由で歩行が困難な方（投票日当日にこのような事由が見込まれる方）などは、期日前投票または不在者投票をすることができます。

期日前投票所での投票

- ▶期間
8月9日(金)～24日(土)
- ▶時間
午前8時30分～午後8時
- ▶場所
役場1階101会議室

選挙手帳を配布しています！

町選挙管理委員会では、寄居町民で有権者の方を対象に、選挙手帳を配布しています。記録できる選挙の回数は50回で、選挙ごとに投票済みのスタンプを押印できます。配布場所は、期日前投票所、選挙当日の投票所、総務課です。この機会にぜひご活用ください。



☎ 選挙管理委員会
☎ 581・2121内線181・182